アイヌ頭骨と副葬品に関する質問書

2009 年 9 月 1 日

国立大学法人北海道大学総長　佐伯　浩　様

小　　川　　隆　　吉
北大開示文書研究会
代表　清水　裕二
代表　殿平　善彦

私たち北大開示文書研究会は、小川隆吉氏が国立大学法人北海道大学（以下、北大）に対して行ってきた､アイヌ人骨および副葬品に関しての一連の文書開示請求に関心をもち、かつ、北大がアイヌ人骨および副葬品の発掘問題の真相を明らかにすることを望んで、研究を重ねてきているグループです。

私たちは､開示された一連の資料その他を分析する中で､アイヌ人骨と副葬品について、以下のような問題があると考え、北大に説明を求めたいと考えています。

一　発掘の真相は不明

アイヌ墓地における人骨および副葬品の大々的な発掘は、北大医学部の児玉作左衛門氏を中心に 1934 年から全道的に行われました。この発掘は、日本学術振興会学術部における「「アイヌ」の医学的民族生物学的調査研究」の一部として行われました。しかし、その真相は、当時も今も不明なままです。

１）　海馬沢博氏の質問書

北海道・民族問題研究会の代表、海馬沢博氏は、1980 年 11 月から数回にわたって、北大に対して以下のような質問（概要）をしました。

１　北大の研究者として研究のために集めたものは個人のものになるのかどうか。

２　児玉教授は法の手続きを経ないで勝手にアイヌ民族の墓を掘り起こし、人骨（1500 体）を持ち去った。研究が終わったなら元の墓地に返すのが筋ではないか。

３　墓を暴いたとき一緒に持ち去った付属埋葬品を公開されたい。

４　要するに、発掘から研究―事後措置を、すべて事実を明らかにすること。

５　児玉教授は、

（１）何を研究するためにアイヌ民族の人体骨を 1500 体も必要としたのか、

（２）副葬品は何を研究するために必要としたのか。

（３）研究終了後、遺族に返還する約束になっていたがなぜ返還しなかったか、その理由。

（４）合同慰霊祭を一度も実施していないのは遺族に対し余りにも失礼ではないか。

（5）コレクションとして取り扱いしているのはどういう理由からか

6　北大としても当時、これだけの大掛かりな研究のための発掘をしたのであるから、莫大な費用を必要としていた筈であるから学長なり大学当局の許可を受けていることは明らかである。大学の責任について明示されたい。

7　そのコレクションと称するものの一部を白老の資料館に寄贈すると報道されているが、本来、個人の所有でないものを寄贈するなどあり得ないことである。

2）　北大の回答

開示された資料によれば、以上の質問に対して、当時の今村成和学長は、発掘について調査中であり時間が必要であること、ただし、副葬品については、「現在――氏が所蔵している民族資料は、故――氏が私費によって購入したものであると聞き及んでおりますので、大学の管理下にある物品ではないことを申し添えます。」と回答しました（「――」部塗りつぶし）。

また、1982 年 1 月、有江幹男学長は、「学長といえども個々の研究者の研究内容に関与できない」と回答しました。

さらに、1982 年 2 月、三浦祐昌医学部長は、「当時の関係者から事情を聴取し、また記録関係を詳細に調査いたしましたが、特段に非違な点は認められませんでした。故児玉教授は、広く医学的、人類学的な総合的研究の立場から道内各地において当時の関係官庁及び各地の関係者と協議の上、適正な方法で人体骨の発掘を行い丁重な慰霊祭等を実施したと聞き及んでおります。」とし、児玉コレクションについても「本学部の管理下にある物品ではない」と回答しています。

しかし、これらの回答が海馬沢氏の質問の答えになっているとは、とうてい言えません。

3）　海馬沢氏の疑問は未解決

まず、今村学長の児玉氏が私費を投じて購入したものだから大学の管理下にはないという回答ですが、私費により購入したという事実はどのように確認したのかが不明です。また、児玉コレクションのすべてが私費で購入したものであるとするなら、墓から掘り出した副葬品はどこに消えたのでしょうか、これも不明です。

有江学長の回答は問題のすり替えとしかいいようがありません。海馬沢氏の質問は研究内容についての質問ではないからです。

三浦医学部長の回答に対して、海馬沢氏は以下のように再質問しています。

①　アイヌ民族の墓堀と原人骨の発掘と同列に取り扱う考えか、

②　聴取した当時の関係者の職、氏名、聴取内容、

③　詳細に調査したという記録の写しと調査内容、

④　非違とは何を意味するのか、判定の物差はなにか、

⑤　当時の関係官庁及び各地の関係者と協議とあるが、協議の内容と関係者を具体的に

明らかにしてほしい、

⑥　適正な発掘方法とは具体的にどんな方法か、慰霊祭はアイヌ式か和人式か、

⑦　すべてを記載したという台帳の写しを送付してほしい、

⑧　貴重な標本というが、標本とはなにか、

⑨　1500 体もの人骨を必要とした児玉教授の研究結果の報告をしてほしい、

⑩　人骨が国外に流出していることの真偽、

⑪　副葬品の行方について

しかし、上記に対する北大の回答はありませんでした。

また、北大が海馬沢氏の質問に答えるべく、どのような調査を行なったのかは不明です。調査の指示や報告書の類は小川氏に開示された文書には一切ありませんでした。そもそも調査がなされなかったか、あるいは文書が正しく開示されていないかのどちらかだと考えられます。いずれにしても大問題です。

北大としては、上記海馬沢氏への回答と、その後の納骨堂の建立によって、この問題はすべて解決済みであると考えているようです。

しかし、肝心の人骨・副葬品の発掘の真相は解明されていません。海馬沢氏の疑問と怒りはそのままアイヌ民族ひいては国民全体の疑問、怒りとして残っているのです。

以下、アイヌ人骨と副葬品のそれぞれについて、疑問の内容を詳述します。

二　墓地発掘は適法だったか

墓地の発掘が、当時も今も刑法上の犯罪であることに変わりはありません。児玉氏は、自らが発掘した墓地が長い間放置されていたことを強調し、しばしば発掘地を「遺跡」と呼んで発掘を正当化していました。

しかし、アイヌの人々が埋葬後墓に近づかなかったのは使者への弔いの念からであり、墓地を放置していたわけではありません。また、児玉氏の発掘した墓地の推定埋葬年は、1800 年から 1930 年であり、およそ「遺跡」とは呼びがたいものです。

さらに、北海道庁は、児玉氏の発掘に協力して、1934 年北海道庁令第 83 号で、「古墳及び墳墓以外の場所で」人骨を発掘しようとする者は、目的等 5 項目を北海道庁長官に報告し許可を得なければならないと新たに規定しました。つまり、児玉氏らの発掘は、古墳でも墳墓でもない場所の合法的発掘として許可を得ることが可能になったと推測されます。（『学問の暴力―アイヌ墓地はなぜあばかれたか』（植木哲也・春風社 2008）194 頁。

しかし、児玉氏が発掘した場所は「古墳及び墳墓以外の場所」ではなく、墓地、すなわち墳墓でした。なぜ、墓地ではなく遺跡であるという主張が可能であったのかの検証が必要です。少なくとも、明らかに墓地でありそれと知って行った発掘は違法だったと言わざるをえません。

三　アイヌの承諾はあったか

また、発掘に際して、アイヌの承諾がない場合が多く、承諾があってもそれは研究が終了したら返還するという約束を信じてやむなくなされた承諾だったと考えられます。

例えば、「八雲遊楽部に於けるアイヌの墳墓遺跡の発掘について」(『北海道帝国大学医学部解剖学教室研究報告』第一号、1936 年、13-14 頁）によると、1934 年 5 月中旬、八雲町で行われた発掘では、児玉氏は発掘に先立って、椎久年蔵氏を訪問し、発掘の「快諾」を得たといいます。また、発掘中に「不平」を言うものがいたが、新しいアイヌ墓地の中央に墓標を立て、「アイヌ関係者 20 数名とイチャルパを行った」ことにより、「それまで疑惑の念をいだいていた人々も好意を寄せるようになった、と児玉は記している。」とあります。

しかし、一方で椎久の息子椎久堅一氏は、1982 年 10 月 10 日の北海道新聞に、児玉氏は「発掘後は慰霊碑を建てると約束したのに、木の墓標を立てただけ。それもすぐ朽ちてしまい、父やおじが戦後何度も催促した」という談話を載せているのです。また同じ記事で、老女のアルバシが戦争中に亡くなると、埋葬直前のその遺骨を北大は持ち去り、その息子が亡くなったときも持ち去ったと、椎久堅一氏は語っています。

墓をあばき、骨と副葬品を持ち去ることは、たとえ研究のためといえども本来許されることではありません。研究のための必要性ということであれば、何のための研究に、どのような墓を、それだけ発掘する必要があるかを遺族にも明らかにし、調査が終了したら直ちに返還し、研究結果も報告する必要がありました。しかし、このような手続きはなされていなかったのです。

四　詳細が不明な「人骨台帳」

アイヌ人骨に関する「一切の」文書開示を求めた小川氏ですが、当初北大から開示されたのは、「アイヌ人骨台帳」というタイトルの 38 頁のリストでした。それは、発掘地や人骨の年代、性別、発掘状態等が記載された一覧表ですが、その表には、タイトルも、作成日や作成者、リストの趣旨等の記載がなく、およそ「台帳」とは言いがたいものでした。

それを不服として小川氏が異議申し立てをしたことにより、6 ヵ月後になってやっと、「アイヌ民族人体骨発掘台帳」（医学部解剖学第二講座）が開示されたのです。

しかし、この台帳にも表紙、作成者、作成年月日、前書き等の記載がなく、また、台帳に付されたタックインデックスから存在がわかる「目次」の開示がなく、また開示されずに抜けているページも多くありました。極めて不十分な開示といわざるを得ません。

また、この台帳には手書きで、人骨の発掘地名、成年、小児の別、性別は記載されていますが、それ以外の情報はあまり記載されていません。副葬品についても、「副保存」ないし「副」の記述が多数あり、約 320 の墓から副葬品が発掘されたことがわかりますが、具

体的に何が発掘されたかの記載はほとんどありません。

児玉氏は、アイヌ研究の一人者であることを自負してアイヌ人骨とアイヌ民族資料を集めたようですから、本当にアイヌ研究に役立てる意思があったのであれば、できる限り詳細な記録を残しそれを後世に残そうとしたはずです。また、研究後には遺族に返すと約束していたようですから、プライバシーは尊重しつつも返還に備えた記録は残していたはずです。しかし、そうした記録はみあたりません。

そもそも児玉氏の発掘はたんなる一研究者の発掘ではなく、日本学術振興会学術部における「「アイヌ」の医学的民族生物学的調査研究」の一部として、北大医学部が行ったものです。費用も北大か日本学術振興会が出したはずです。従って、児玉氏の意図や善意に関わらず、北大には発掘内容についての詳細な記録、報告書があってしかるべきなのです。しかし、そのような文書は開示されていません。

五　盗掘か？～副葬品の持ち出し

そもそも医学部の研究であるにもかかわらず、なぜ、副葬品まで墓から持ち出し、そのまま保持する必要があったか、全く不明です。副葬品の持ち出しは、児玉氏の医学的研究の目的外行為であり、たとえ研究者であったとしても持ち出しが許されたとは考えられません。その意味では「盗掘」ともいえる行為なのです。

アイヌの人々は埋葬にあたって死者が身に着けていたもの、刀剣や首飾り、耳飾などを死者とともに埋葬する風習があったので、墓から人骨を掘ったときには多くの場合、副葬品も同時に発掘されました。そのことは人骨台帳からも明らかです。この副葬品は、死者とその遺族、子孫にとっては、非常に貴重なものです。人骨同様、神聖で犯してはいけないものであり、研究のためであっても発掘は問題です。研究と無関係であればなおのこと発掘は許されるものではありませんでした。

仮に、人骨と同時に発掘せざるを得なかったとしても、記録をとった上で元の墓地にもどすか、遺族に戻す、遺族が不明なものは、発掘情報とともにしかるべき形で保存するなどの処置がとられるべきでした。

しかし、そうした処置は何ひとつとられませんでした。目的外の違法な発掘であり、盗掘の疑いがもたれても仕方がない発掘だったといえます。

六　消えた副葬品

１）　児玉氏が発掘した副葬品

児玉氏が大量に副葬品を発掘したことは、児玉氏の論文からも明らかです。児玉氏は自らの論文に、副葬品のリストを記し、写真も掲載しています。

例えば、「八雲遊楽部に於けるアイヌの墳墓遺跡の発掘について」(『北海道帝国大学医学

部解剖学教室研究報告』第一号　1936 年、29-30 頁））には、

刀剣	31 本
タシロ	32 本
マレップ	48 個
鋸	32 個
マキリ	100 本
煙管	48 本
耳輪	53 個
鍋	38 個
鎌	58 個
鉈	43 本
飾玉	606 個
火打石	97 個
火打金	52 個
漆器破片	43 体に認めた
その他	

が記載されています。八雲での人骨発掘のとき、これだけ大量の副葬品が発掘されていたのです。ではそれは今、どこにあるのでしょうか。

２）　「アイヌ副葬品」リスト

上記数字を、開示文書の一つ、「アイヌ副葬品」というリスト（作成者･作生年月日、リストの詳細等不明）の「八雲」にある数字と比べてみます。

刀剣は 31 本で同数です。しかし、他の副葬品はおしなべて数が少なくなっています。「アイヌ副葬品」においては、タシロは論文より 2 本少なく、マレップは 7 個、鋸は 12 個、マキリは 62 本、煙管（キセル）は 35 本、耳輪は 39 個、鍋は 11 個、鎌は 7 個、鉈は 12 個、飾玉（アイヌ玉）は 501 個、火打石 58 個、火打金 22 個、漆器破片は少なくとも 13 個が少ないのです。

そもそもこの「アイヌ副葬品」リストが、何を示すリストか、だれによって何を根拠に作成されたものか、一切不明です。おそらく、ある時点において副葬品をチェックした数字だと思われますが、その時点ですでに、児玉氏の論文にある副葬品の数より大幅に少なくなっていたのです。

３）　北大博物館に残されたもの

しかも、そのリストの内容でさえも現在北大には残っていないのです。北大医学部に残されていた副葬品は、現在すべて北大総合博物館が保管、管理しています。

博物館にはなにがあるでしょうか。

例えば、開示された文書「北海道大学総合博物館収蔵アイヌ関係資料」には、八雲から発掘された刀剣という記載は一つも存在しません。刀という記載は静内からの副葬品だけです。つまり、八雲で児玉氏によって発掘された刀剣 31 本は、現在博物館には保存されておらず消えてしまったのです。

刀剣に限らず、現在博物館に残されている副葬品は驚くほど微々たるものでしかありません。

何がどれだけ発掘されたのかを明らかにして、それを現在博物館に残されている数と比べると、消えたものの全容が明らかになりますが、それは質量ともに計り知れないほど大きいものでしょう。

なお、開示された文書中、意味が不明なリストが多く、それらはばらばらで整合性があるようには見えません。こうした資料についての詳細な検討と説明が必要です。

４）　副葬品はどこに？

それにしても、副葬品はどこに消えたのでしょうか。アイヌ民族の貴重な遺産として、厳重に大切に保管されていたはずではないでしょうか。

副葬品は、アイヌの遺族、子孫にとって重大な財産です。歴史的、文化的にも貴重なものです。それらが、長年、ほとんどなんのデータもないまま行方不明になっている、これは遺族や関係者からすれば許しがたいことでしょう。

すでに指摘したように、児玉氏は「形質人類学」等医学的な研究目的のために墓地から人骨を発掘したのですから、副葬品については持ち出す正当理由がありません。埋め戻しもしくは遺族に戻した形跡も、貴重な歴史資料として保存、研究した形跡もありません。児玉氏が多くのアイヌ頭骨と刀剣等副葬品に囲まれている写真があります。児玉氏は、それらをどう処分したのでしょうか。

消えた副葬品については以下に述べるように、「児玉コレクション」として私物化されていた疑いが強くもたれています。

七　児玉コレクション

１）　個人的収集品か

児玉コレクションは、博物館等の公的な説明では、児玉氏が収集した先史考古資料 7200 件と、アイヌを主とする民俗学に関わる資料、約 7000 件があり、児玉氏が私財を投じて集めたものとされています。(「北方文化と二つのコレクション□ 馬場コレクション・児玉コレクションについて」長谷部一弘)

しかしながら、児玉氏の下で発掘を行った伊藤昌一氏は、『北大医学部 50 年史』(1974 年、290 頁）に、墓地から掘り出された副葬品には「一部児玉教授個人所有のものも含まれているが、いわゆる「児玉コレクション」として知られている」と、記しています。

「児玉コレクション」とは、もともと墓から掘り出された副葬品に対する呼称だったといえます。

２）　すべて博物館に寄贈されているか？

児玉コレクションは現在、①1998 年に児玉氏の遺族より市立函館博物館に寄贈された 2792 点（博物館所有）、②同年、白老町・アイヌ民族博物館に寄贈された 2279 点（博物館所有）、③2001 年、児玉作左衛門氏の長女、児玉マリ氏から市立函館博物館に寄託されたもの（児玉マリ氏所有）があります。

児玉マリ氏が所有する③の寄託品の点数は、現在もなお調査中であるとして公表されていません。私たちが市立函館博物館に開示請求した資料によると、200１年に寄託された件数は 452 件ですが、点数としては不明です。そこで推測するほかありませんが、『華麗なアイヌ衣裳の世界』（函館市北方民族資料館）によると、市立函館博物館には寄託品も含めると計 4000 点を超える資料があるとされていますから、1200 点（＝4000□ 2792）を超える数と推定されます。また、長谷部一弘氏は、アイヌを主とする民俗学に関わる資料、約 7000 件があるとしていますから、２つの博物館に寄贈された 5071 点を除くと 2000 点近い数になります。

児玉コレクションはすべて博物館に寄贈されているかのように書かれていることが多いのですが、今もなお児玉マリ氏が所有しているものが 452 件、点数としては 1200□ 2000 点前後あると推定されます。

３）　タマサイの多くは児玉家のもの

アイヌ民族資料の中で、タマサイ（首飾り）は、市立函館博物館に約 500 点あります。その中でもひときわ美しい逸品を紹介した「タマサイの美□ 函館コレクション」（函館市北方民族資料館 2007 年 7 月 7 日発行）の一覧表には、155 点のタマサイが収録されています。この一覧表をみると 155 点のうち馬場コレクションが 11 点、博物館所蔵が 3 点、児玉コレクションが 141 点あります。児玉コレクションの 141 点中寄託品であるものは 96 点です。美しく人気が高いタマサイの３分の２は、依然として児玉マリ氏の私財なのです。

また、上記「タマサイの美」のリストの児玉コレクションには重要文化財に指定されているものは 1 点もありません。「タマサイの美」の馬場コレクションがすべて国の重要文化財となっており、かつ市立函館博物館の所蔵となっていることとは大きな違いです。

４）　データが少ない児玉コレクション

児玉コレクションはその多くが、品名、サイズしか調べられておらず、由来、収集地や年代などはほとんどわかっていません。

例えば、市立函館博物館が所有する児玉コレクション 2792 点中、目録に製作者についての記載があるものは 20 点しかありません。また、目録に具体的な収集地名の記載があ

るものは、衣服 3 点、鉢巻 2 点、帯 1 点、捧酒箸 215 点のみです。

このように詳細な情報がないのは、道内各地の骨董屋より購入したためとされていますが、そのようないい分に根拠はあるのでしょうか。真偽は不明です。

５）　私有財産か□ 児玉氏の説明責任

仮に児玉氏が私財を投じて購入したものがあったとしても、児玉コレクションのすべてが私的に購入したものとは言えないでしょう。

前述のように、児玉氏の下で発掘を行った伊藤昌一氏が、墓地から掘り出された副葬品には「一部児玉教授個人所有のものも含まれているが、いわゆる「児玉コレクション」として知られている」と記しているのです。児玉コレクションの多くは、墓から発掘された副葬品と考えられます。

児玉氏側は、コレクションは私費を投じて購入したものと主張していますが、どこでどのように収集されたかはほとんど公表されていません。他方、児玉氏によって発掘された副葬品の多くがその後、行方不明なのです。

児玉氏もしくはその遺族には、児玉コレクションの由来と副葬品の行方について、説明する責任があるのではないでしょうか。

また、そもそも児玉氏には、墓から発掘したとき、副葬品の内容を詳細に報告し厳重に保管すべき義務がありました。

これらの義務は一切果たさないまま、すべては私費を投じて購入した私財であるという主張は成り立たないと言えます。

児玉コレクションが墓からの副葬品であるとするなら、たとえそれが博物館への寄贈であったとしてもかってに処分することは許されることではありません。それらは本来、アイヌ民族に返還すべきものだったからです。現在、児玉マリ氏が 1200□ 2000 点前後の資料（副葬品）を所有することの是非も検討されるべきでしょう。

八　北大の管理責任

何度もいいますが、児玉氏の発掘は学術振興会の研究調査としてなされたのですから、発掘物について北大には保管・管理責任がありました。

しかし、私たちが開示請求を通じてわかったことは、発掘された人骨の詳細なデータ（いつ、どこで、だれの家の墓から出てきてどのような副葬品と共に埋葬されていたかなど）も、副葬品の詳細な内容と研究・調査結果、そして現在の所在など、北大は重要なことは何一つ管理していません。

また、1980 年代に種々問題点が報じられ、海馬沢氏も質問状で指摘していたのですが、その時点においても、児玉氏の遺族への聞き取り、記録の調査、当時の集落に聞き取りに入るなどの調査を実施するべきだったところ、そのような調査がなされた形跡はありませ

ん。

北大は、海馬沢氏に調査したと回答していますが、調査内容を示す文書は開示されていません。結局、発掘についての具体的な調査はなんらしないままに、児玉氏の発掘に「非違」なところはなかったと結論付けたのです。

発掘されたものの情報は意図的に隠蔽され開示されないか、北大の管理体質がよほど杜撰なのか、そのいずれかですが、残念ながらその両方である可能性が極めて高いといえます。

学問の進歩という大義名分のもと、研究したものは研究者の成果品であり、めぼしい物は手に入れ、それ以外の研究に役立たないものは研究室の隅に放置するという悪弊が、貴重なアイヌの遺産を消失させ、アイヌ民族を踏みにじる結果となってしまったと考えられます。

しかし、これまで北大はアイヌに対しても、国民に対しても、何ら真相を明らかにしたうえで謝罪するということをしてきていません。その機会があったにもかかわらず、あいまいにしてきています。そのようなやましい過去があるからこそ、小川氏が開示請求したときも、文書を正しく開示しようとしなかったのです。それは学問の府としての大学の良心からは恥ずべきことです。

児玉氏の発掘をめぐっては、児玉氏の責任を検討する必要があるというだけではなく、北大医学部ひいては北大全体そして学術振興会、東京大学（小金井良精氏（東京帝大）による発掘)、京都大学（清野謙次氏（京都帝大）による発掘）を含む日本政府の責任にも繋がると私たちは考えています。

九 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」にてらして

2007 年 9 月、世界の先住民族が 30 年近くにおよぶ働きかけにより、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（以下「宣言」と略す）が国連総会において採択されました。日本政府も賛成票を投じ、翌年 6 月には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める」国会決議が可決されました。このことにより日本政府はアイヌ民族を日本国の先住民族として認知しました。その後、それに伴う法制度や施策について提言する有識者懇談会を設置し、アイヌ民族の権利回復の実現に向けて動き始めています。

先住民族の権利は、「宣言」第 43 条に明記されている通り、すべての先住民族に保障されるべき「最低限度の基準」であり、そのすべての条項がアイヌ民族に対しても保障されるものです。

この「宣言」12 条 1 にはアイヌ民族の「儀式用の物を使用・管理する権利」（墓地や副葬品の権利)、遺骨の帰還についての権利が保障されています。さらに、12 条 2 には日本国家が、「公正で透明性のある、かつ効果的な仕組み」で、儀式用の物や遺骨を返還することへの義務が課せられています。

しかし、今まで提起して来たように、今もってアイヌ民族の遺骨および副葬品発掘の真相は不明のままであり、遺骨の取り扱いも無礼、副葬品の行方も不明です。わたしたちは12条による権利がないがしろにされていることを憂慮し、これら一切を北大において調査しつつ明らかにし、すみやかにアイヌ民族に返還する努力を求めます。

以下に、北大への質問をさせて頂きます。

第12条

1．先住民族は、その精神的及び宗教的な伝統、慣習及び儀式を明示し、実践し、発展させ、及び教育する権利、その宗教的及び文化的な場所を維持し、及び保護し、並びに干渉を受けることなくこのような場所に立ち入る権利、その儀式用の物を使用し、及び管理する権利並びにその遺体及び遺骨の帰還についての権利を有する。

2．国は、関係する先住民族と連携して設けた公正な、透明性のある、かつ、効果的な仕組みを通じて、自国が保有する儀式用の物並びに遺体及び遺骨へのアクセス又はこれらの返還を可能にするよう努める。

（内閣官房作成　2009年4月24日開催アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会第7回配布資料より）

一〇　北大への質問

1　1980年当時、海馬沢氏の質問、指摘を受けて北大はどのような調査をしたのでしょうか。詳細をご説明ください。

2　児玉氏の発掘の詳細を、アイヌ民族を対象とする研究機関としてではなく、アイヌ民族の権利、歴史、文化を守る立場から、あらためて調査し、検証し直すことをしてはどうでしょうか。

　そして、その結果をアイヌ民族に説明し、必要がある点は謝罪すべきだと考えますが、北大にはそのような考えはありませんか。

3　所在が不明になっている副葬品について、貴重なアイヌの文化歴史遺産としての視点であらためて調査しなおし、可能な限りアイヌ民族に返還するよう努力する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

なお、回答は9月末日までに下記、事務局宛に書面でお送りいただくか、あるいは、直接回答し、説明していただく機会を設定いただければ幸いです。

＜事務局＞　〒077-0032　北海道留萌市宮園町3-39-8
留萌宮園教会内　三浦忠雄
Phone & Fax 0164-43-0128